

# 社会保険協会とは

## 設立

昭和23年に財団法人として設立し、平成24年に京都府の認可を受け、新たに一般財団法人としてスタートしました。

## 目的

健康保険・厚生年金保険の被保険者及び被扶養者並びに国民年金被保険者の福利の向上を図り、社会保険の趣旨普及及び社会保険協会事業の円滑な運営に資することを目的に、(1)被保険者等の健康の保持増進上必要とする事業、(2)社会保険制度の普及発展に資する事業の運営及び研究、(3)社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする事業を行っています。(具体的な内容は、裏面をご覧ください。)

## 運営

社会保険協会の運営は、理事(27名)・評議員(20名)・監事(2名)で構成され、3月、6月に理事会・評議員会を開催し、事業計画・予算及び事業報告・決算を審議し、透明性の確保に努めています。(協会ホームページをご覧ください。)

## 財政

協会の財政は、目的や事業内容等趣旨にご賛同、ご理解いただいた会員に負担いただいた「年会費」で全ての支出をまかっています。

年会費の額は、事業所の被保険者数により下記のとおり定めております。

被保険者数	会費年額
1～ 9名まで	2,700円
10～ 19 //	3,100円
20～ 49 //	5,200円
50～ 99 //	7,800円
100～ 199 //	11,100円
200～ 299 //	13,000円
300～ 499 //	15,600円
500～ 999 //	18,200円
1,000～1,499 //	20,800円
1,500～1,999 //	26,000円
2,000名以上	31,200円

※会費は、消費税の課税対象外です。